

患者負担と自己負担限度額について

1 患者負担割合

75 歳以上 (後期高齢者 / 65 歳以上の寝たきり等の患者含む)	1 割 一定以上の所得のある方 : 2 割 現役並み所得者 : 3 割
70 ~ 74 歳 (高齢受給者)	2 割 現役並み所得者 : 3 割
6 歳・4 月 (義務教育就学) 以降 ~ 69 歳	3 割
6 歳・3 月末以前 (義務教育就学前)	2 割

「**限度額適用認定証**」を窓口にて提示していただくことで、当該月の医療費（食事代や個室代等は除く）の支払額を自己負担限度額までに抑えられます。限度額認定証をお持ちの方は、**当月中**に入院受付または病棟スタッフへご提示ください。自己負担限度額は、各世帯の所得に応じて異なります。

2 高額療養費制度 (70歳未満の自己負担限度額 (月額))

対象者 (70 歳未満)	自己負担限度額 (月額)	多数該当
区分ア (年収約 1,160 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
区分イ (年収約 770 万円 ~ 約 1,160 万円)	167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
区分ウ (年収約 370 万円 ~ 約 770 万円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
区分エ (年収約 370 万円以下)	57,600 円	44,400 円
区分オ (住民税非課税)	35,400 円	24,600 円

3 高額療養費制度 (70歳以上の自己負担限度額 (月額))

対象者 (70 歳以上)	自己負担限度額 (月額)		多数該当
	世帯単位 (入院・外来)	個人単位 (外来)	
現役並み所得者Ⅲ (年収約 1,160 万円以上)	252,600 円 + (医療費 - 842,000) × 1%		140,100 円
現役並み所得者Ⅱ (年収約 770 万円 ~ 約 1,160 万円)	167,400 円 + (医療費 - 558,000) × 1%		93,000 円
現役並み所得者Ⅰ (年収約 370 万円 ~ 約 770 万円)	80,100 円 + (医療費 - 267,000) × 1%		44,400 円
一般 (年収約 156 万円 ~ 約 370 万円)	57,600 円	18,000 円 (年間上限 : 144,000 円)	44,400 円
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	24,600 円	8,000 円	
低所得者Ⅰ (住民税非課税 / 所得一定以下)	15,000 円	8,000 円	

●「**限度額適用認定証**」は保険証発行元（国保：市区町村、社保：健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）へお問い合わせいただき、発行された場合は入院時に持参してください。

●自己負担額の計算

- ・ 歴月（当該月の1日から末日まで）ごとの計算です。
- ・ 医療機関ごとの計算です。
- ・ 多数該当とは、直近1年間における4回目以降の自己負担限度額（月額）のことです。
- ・ 同一医療機関であっても医科と歯科とで別計算です。
- ・ 同一医療機関であっても入院と外来は別計算です。
- ・ 保険診療の対象とならないものは除きます。（差額ベッド料等）
- ・ 保険税の滞納等で限度額適用認定証が交付されない場合もあります。
- ・ 入院時食事代の標準負担額は除きます。

●入院時食事代の標準負担額

所得区分		食費（1食につき）
下記の区分以外の方		460円
住民税非課税	90日までの入院	210円
低所得Ⅱ	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得Ⅰ		100円

※住民税非課税世帯の方が入院時食事代の減免を受けるためには、事前に「標準負担額減額認定証」を申請し交付を受ける必要があります。

●限度額適用認定証の提示が間に合わなかった場合

「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療費が高額になる場合があります。ひと月に医療機関に支払った額が高額となり、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度（高額療養費制度）がありますので、詳細は保険証発行元へお問い合わせください。

●マイナンバーカードによる保険資格確認について

- ・ 当センターはマイナンバーカードの健康保険証利用に対応しています。
- ・ ただし、システムが非常に不安定であり、通信異常や保険者側未対応等の理由で保険資格が確認できない場合があります。
- ・ **当面の間は保険証と限度額適用認定証もあわせて持参してください。**
- ・ マイナンバーカードには公費負担医療の受給者証情報が反映されていません。公費受給者証もこれまで通り持参してください。